

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C店（以下「事業場」という。）に雇用され、洗車スタッフとして業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、事業場敷地内において左リアホイールを洗車していたところ、別のスタッフが請求人の洗車作業に気付かず、当該洗車車両をバックさせたため、右手指を負傷した。

請求人は、同日、D医療機関を受診し、同月○日、E医療機関に転医して受診したところ、「右中指、環指、小指捻挫及び挫傷、並びに右中指、環指、小指関節拘縮」と診断され、加療を受けながら通常業務に従事した。

その後、請求人によると、○年○月○日、事業場敷地内において○年○月○日と同様の事故（以下「本件災害」という。）に遭い、右手指を負傷した（以下「本件傷病」という。）ため、○年○月○日から同年○月○日まで休業したという。

- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は○年○月○日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をしたことから、請求人は労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は○年○月○日付けで原処分を取り消す旨の決定をした。
- 4 本件は、監督署長が同決定を受け、上記休業補償給付の請求期間のうち有給休暇を取得した日を除く医療機関受診日について支給し、その余の日について支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取り消しを求める事案である。

- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでいずれもこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求期間のうち、医療機関受診日以外の日（有給休暇を取得した日を除く。）について、療養のための休業が必要な日であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、労働保険再審査請求書において、要旨「有給休暇を除く受診日については、休業の要件を満たすことから支給すると変更決定があったが、他の日についても調べるべきである。」旨述べていることから、以下検討する。

(2) 請求人は①○年○月○日から同年○月○日まで、②同年日から同年○月○日まで、③同年○月○日から同月○日まで合計3件の休業補償給付を請求しており、出勤簿から、同年○月○日から同年○月○日まで出勤していない事実が確認できる。

また、休業した理由として請求人は、要旨「○年○月○日の怪我が原因だと思う。右手の薬指と小指が痛く、仕事ができる状況ではなかったため、翌○日に私自身の判断で会社を休んだ。」と述べている。

(3) 次に、請求人は、本件災害について、要旨「○年○月○日、午後○時頃、事業場の駐車場で、車の右側の前輪ホイールを洗っていたところ、テクニカルスタッフのFが私が洗車していることに気付かずに、車に乗り込み、車を前進させた際に、前輪のホイール穴の空いている部分に、右手を入れており、右手の薬指、小

指を打撃した。事故発生後からすぐに、ゼネラルマネージャーのGに直接、口頭で報告した。その際、Gは『事故を起こした本人に事情を確認する。』と言っていた。」と述べている。

一方、Fは、要旨「請求人に洗車を頼んでいたが、車を引き渡す時間が迫っていたので、気持ちが焦ってしまい、周りを確認しないで、車を発進させてしまった。請求人がどの位置で作業していたのかわからない。請求人は何も言わず、他の場所に移動したが、請求人が怪我している様子はなく、請求人から怪我をしたということは聞いていない。」と述べており、Gも、要旨「怪我をしそうになったと請求人から報告を受けているが、怪我をしたという報告は受けていない。」と述べており、FとGの申述からは本件災害が発生した事実は確認できない。

また、Gは、要旨「〇年〇月〇日に、請求人から電話があり、請求人は『指を怪我しそうになって、事故のことがフラッシュバックした。怖い思いをしたので休ませてもらう。』といい、仕事を休んでいた。」と述べており、請求人が休業した理由は本件傷病によるものではなかった旨の申述をしている。

(4) H医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「〇年〇月中旬から、手に入らなくなったとの訴えあり。〇年〇月〇日の事故については本人の申し立てなし。」と述べていることから、請求人が本件災害により療養した事実は認められない。また、請求人は、要旨「〇年〇月〇日、E医療機関に受診したが、H医師から、休業の指示はされていない。他に病院に行っていないので、休業の指示は誰にもされていない。」と述べていることから、請求人の休業は医師の指示によるものではないと認められる。

(5) そうすると、本件傷病が本件災害によるものと確認できないこと、請求人の休業は医師の指示によるものではなく、医学的にも療養のため労働することができないと認められないことから、休業補償給付が支給されるための要件を満たしていない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。